

一般廃棄物処理業許可証

住 所 函館市中道1丁目30番25号

氏 名 株式会社斉藤組
代表取締役 斉藤 亮

令和6年10月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項及び北斗市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和 6年11月 5日

北斗市長 池田 達 雄



1 事業の範囲

- (1) 取り扱う一般廃棄物 木くず、伐開物
- (2) 収集運搬、処分の別 処分

2 許可の期間 令和6年11月13日 から
令和8年11月12日 まで

3 許可の更新、変更の状況

平成16年11月13日	更新
平成18年11月13日	更新
平成20年11月13日	更新
平成22年11月13日	更新
平成24年11月13日	更新
平成26年11月13日	更新
平成28年11月13日	更新
平成30年11月13日	更新
令和 2年11月13日	更新
令和 4年11月13日	更新
令和 6年11月13日	更新

4 遵守事項

- (1) 営業に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を遵守すること。
- (2) 廃棄物の取扱事業所の新規、変更があった場合は届け出ること。
- (3) 廃棄物の取扱いについては、生活環境の保全上支障のないように的確にその業務を遂行すること。